

仕 様 書

1 件名

「西京区安心安全・花いっぱい運動運営委託」

2 委託内容の概要

西京区役所では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、「地域の絆で安心安全なまち西京」を目指す区民の皆様の防犯のための自主的な環境整備活動を支援している。

この支援の一環として、通学路や路地裏などで花の撫育管理（施肥・水やり・除草等）を行うことにより、美しい景観や、犯罪予防となる環境をつくることを目的として、花の寄せ植え物品を区内の地域団体及び事業者等（西京区内で活動する事業者を含む。）へ支給する事業を実施する。

本委託業務は、当該事業の実施のため、支給物品の調達、調整、配送、設置・回収及び運営サポート業務を行うものである。

3 業務の詳細

支給する花の寄せ植え及び物品等（以下、「寄せ植えプランター」という。）について

- (1) 花苗 5 個（パンジー）、プランター、用土（プランターに過不足なく必要な量）、肥料 40 g（マグアンプ小粒）、実施プレート（立札）
※西京区内で生産された花苗を使用すること。
※実施プレートについては本市が提供する立札を使用すること。
※プランターのサイズは幅約 65 cm×奥行約 20 cm×高さ約 20cm とすること。
※花苗の色は 3 色（黄系・赤系・青系）以上とすること。
- (2) 個数 100 セット

設置・回収業務について

- (1) 本市が選定した支給者へ、委託業者から個別に連絡のうえ、設置訪問の日時を調整する（連絡の方法は電話、郵便等問わない。）。
- (2) 日時の調整が完了した支給者から順次、指定する場所へ寄せ植えプランターの設置を行う。
- (3) 支給者に対し、栽培方法についての簡易な説明を行う。
- (4) 昨年度当事業により設置した寄せ植えプランターの回収を行う。
- (5) 設置が完了したら、西京区役所地域力推進室まちづくり担当へ「業務完了通知書」により速やかに報告すること。
- (6) 支給者からの花の生育に関する不明点等の質問に対応していただくこと。

その他

- (1) 支給者は犯罪予防対策を目的とする本事業の趣旨に賛同し、継続的に花の撫育管理を行うことができる西京区内の地域団体及び事業者等（西京区内で活動する事業者を含む。）。
- (2) 設置・回収に係る人件費、設置・回収場所への交通費、回収した寄せ植えプランターの廃棄費用、その他業務の遂行に必要な経費は契約金額に含めること。
- (3) 本市の求めがあれば、その都度、業務の進行状況を報告すること。
- (4) 業務の遂行に当たり、トラブル等があった際は、適切に対応のうえ、速やかに本市に報告すること。
- (5) 寄せ植えプランター設置のため支給者方を訪問した際、本事業以外の営業活動を行わないこと。

4 全台設置完了期日

令和 8 年 2 月 4 日（水）

5 業務進行のスケジュール（業務の都合により前後する場合あり）

- (1) 委託業者決定後、西京区役所地域力推進室まちづくり担当と打ち合わせ（事業及び委託内容の確認等）
- (2) 委託業者が支給者へ連絡のうえ、寄せ植えプランターの設置日時を調整。

- (3) 順次、委託業者がプランター設置場所を訪問し、寄せ植えプランターの設置と栽培方法の説明等を行う。
- (4) 全て設置完了。

6 備考

- (1) 受託後、速やかに業務の詳細等について、本市と協議すること。
- (2) 本業務を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は本市の許可なく、業務の内容を公表しない。
- (4) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし協議が調わない場合は本市が定めるものとする。